○上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設整備運営事業者選定委員会条例

令和８年２月１９日条例第１号

上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設整備運営事業者選定委員会条例

（設置）

第１条　上尾伊奈資源循環組合（以下「組合」という。）が発注する新たな一般廃棄物処理施設等の整備及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）の選定に当たり、競争性及び公正性を確保し、客観的な審査及び評価を行うため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１３８条の４第３項の規定に基づき、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を管理者に答申する。

(1)　事業者の選定方法に関する事項

(2)　事業者の選定基準に関する事項

(3)　事業者からの提案の審査に関する事項

(4)　前３号に掲げるもののほか、事業者の選定に当たり管理者が必要と認めること。

２　事業者の選定方式として地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０の２の規定による総合評価一般競争入札方式を行う場合には、同条第４項及び第５項に規定する学識経験を有する者（次条において「学識経験者」という。）の意見聴取を兼ねるものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員６人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

(1)　学識経験者

(2)　組合を組織する地方公共団体の職員

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、管理者が委嘱し、又は任命した日から組合が事業者と契約を締結した日までとする。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、管理者が行う。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

（委員の責務）

第７条　委員は、公平かつ公正に審査及び評価を行わなければならない。

２　委員は、審議事項に関して利害関係を有する場合は、その議事に参加することができない。

３　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、事務局において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2　この条例は、組合が事業者と契約を締結した日限り、その効力を失う。